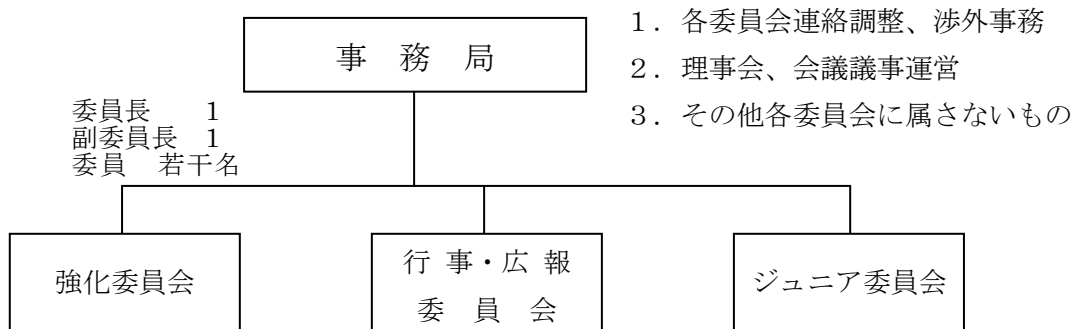
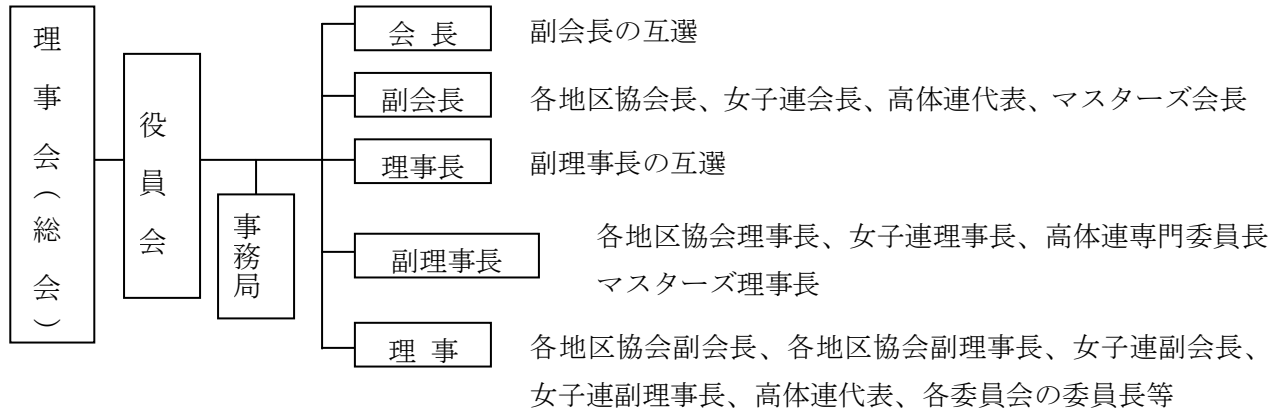


いわきテニス協会規約

I いわきテニス協会組織図



1. テニス指導、育成、強化
2. テニス教室、研修会、講習会の開催
3. ランキングの作成

1. 大会等の実施要項の作成
2. 広報活動
3. 大各種資料の蒐集、配布
4. ホームページの企画、運営

1. ジュニアの指導・育成・強化
2. その他必要と認めた事項

II いわきテニス協会規約

第1章 総 則

名称

第1条 本会の名称は「いわきテニス協会」と称する。

事務局

第2条 本会の事務局は、理事長宅に置く。

構成

第3条 本会は、平地区テニス協会、内郷地区テニス協会、常磐地区テニス協会、小名浜地区テニス協会、勿来地区テニス協会（以下各地区テニス協会という）を主体とし、いわき地区高体連テニス専門部(ジュニア)、いわき女子テニス連盟、スポーツ少年団（リトルジュニア）、いわきマスターズテニスクラブを関係団体として組織する。

第2章 目的及び事業

目的

第4条 本会は、福島県テニス協会、いわき市体育協会に所属すると共に、いわき地区のテニス界及び各団体を統轄し会員の親睦とテニスの健全なる発展と普及に寄与することを目的とする。

事業

第5条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1) 福島県テニス協会、いわき市体育協会との連絡協調に関する事業
- 2) 各種大会等の主催及び主管、後援に関する事業
- 3) 各種大会等への選手派遣に関する事業
- 4) テニスの指導育成強化に関する事業
- 5) 広報活動に関する事業
- 6) その他本会目的達成に必要と認めた事業

委員会

第6条 前条の事業を遂行するため事務局を設置し、事務局内に委員会を置く。事務局及び委員会の組織、任務は細則に定める。

- 1) 強化委員会
- 2) 行事・広報委員会
- 3) ジュニア委員会

第3章 役員

役員

第7条 本会に次の役員を置く。

- 1) 会長 1名
- 2) 副会長 若干名
- 3) 理事長 1名
- 4) 副理事長 若干名
- 5) 理事 若干名
- 6) 監事 2名
- 7) 会計 1名

役員選出

第8条 本会の役員選出は次の通りとする。

- 1) 会長は、各地区テニス協会会長、いわき地区高体連テニス専門部代表、いわき女子テニス連盟会長、いわきマスターズテニスクラブ会長の協議で地区テニス協会会長より推し、理事会の承認を得る。
- 2) 副会長は、各地区テニス協会会長、いわき地区高体連テニス専門部代表、いわき女子テニス連盟会長、いわきマスターズテニスクラブ会長があたるものとして理事会の承認を得る。
- 3) 理事長は、各地区テニス協会理事長、いわき地区高体連テニス専門委員長、いわき女子テニス連盟理事長、いわきマスターズテニスクラブ理事長の協議により推し、理事会の承認を得る。
- 4) 副理事長は、各地区テニス協会理事長、いわき地区高体連テニス専門委員長、いわき女子テニス連盟理事長、スポーツ少年団代表(ジュニア委員長)、いわきマスターズテニスクラブ理事長があたるものとし理事会の承認を得る。
- 5) 理事は、加盟団体の代表をもって理事とし理事会を組織する。理事会は総会にかわるものとし、理事の定数は細則に定める。
- 6) 監事は、理事より会長が之を委嘱する。
- 7) 会計は、理事より会長が之を委嘱する。

役員の仕事

第9条 役員の仕事は次の通りとする。

- 1) 会長は、本会を代表し会務を統轄する。
- 2) 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3) 理事長は、会務の処理にあたる。
- 4) 副理事長は、理事長を補佐し、事故のあるときは職務を代行する。
- 5) 理事は、理事長を補佐し、理事会において会務運営に必要な事項を審議する。
- 6) 監事は、会計を監査し理事会に報告する。
- 7) 会計は、会計を処理する。

役員任期

第10条 役員任期は2ヶ年とし、再任を妨げない。補欠役員は前任者の残任期間とする。

第4章 会議

会議

第11条 本会の会議は次の通りとする。

- 1) 理事会
- 2) 臨時理事会
- 3) 役員会議
- 4) 事務局会議
- 5) 各委員会個別会議

会議の構成並びに招集・審議

第12条 前条の各会議の構成並びに招集・審議は次の通りとする。

- 1) 理事会は、いわきテニス協会組織図で示す通りで、毎年2回（3月・5月）会長が招集し、規約の変更、役員改選、決算、事業報告、予算、事業計画の審議及びその他必要と認めた事項を審議する。
- 2) 臨時理事会の招集は、会長もしくは本会構成3団体以上の要請が会長に提出された場合、之を会長は役員会に諮り必要と認めた場合、要請のあった日から3週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3) 役員会議は、会長、副会長、理事長で構成され会長が招集する。
- 4) 事務局会議は、理事長、副理事長、会計、各委員長で構成され理事長が2ヶ月毎に招集し、各事業の計画及び結果の審議をする。
- 5) 各委員会個別会議は、各委員長が招集し、必要な事項を審議する。

会議の成立及び議長

第13条 第11条の会議成立及び議長は次の通りとする。

- 1) 第11条の1)～5)の会議の成立は過半数をもって成立し、出席人数の2分の1以上の賛成を得て決定する。賛否同数の場合は、議長之を決定する。
- 2) 理事会、臨時理事会の議長は、会長又は副会長が務める。
- 3) その他の会議については、理事長又は副理事長又は委員長が務める。

第5章 名誉会長・顧問・参与

名誉会長・顧問・参与

第14条 本会に、名誉会長、顧問、参与を置くことができる。名誉会長、顧問、参与は、事務局が推薦し理事会の承認を得て会長が委嘱する。

第6章 会計

経費

第15条 本会の経費は次のものによって之に充てる。

- 1) 各団体を通じた登録料
- 2) 事業収入、補助金、寄付金等
- 3) その他

会計年度

第16条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終る。

第7章 附則

細則制定

第17条 本会の会務運営に必要な細則は理事会で定める。

付記

- 1) 本規約は、昭和49年4月28日より発行する。
- 2) 昭和59年3月23日一部改正
- 3) 平成3年4月25日一部改正
- 4) 平成4年4月28日一部改正
- 5) 平成22年5月27日一部改正
- 6) 平成26年3月27日一部改正
- 7) 平成28年3月24日一部改正

Ⅲ いわきテニス協会細則

第1条 いわきテニス協会規約第17条（以下規約という）に基づきこの細則を定める。

第2条 規約第6条による事務局の構成は、いわきテニス協会理事長、副理事長、各委員長及び会計とする。事務局長は、原則として理事長があたるが理事長の指名により副理事長の中から代行することができる。

第3条 規約第6条による各委員の構成は次の通りとする。

委員長 1名 副委員長 1名 委員 若干名

第4条 規約第6条による事務局及び各委員会の任務は次の通りとする。

I 事務局

- 1) 各委員会との連絡調整に関する事項
- 2) 理事会（総会）その他の会議の議事運営に関する事項
- 3) 渉外事務に関する事項
- 4) その他各委員会に属さない事項及び必要と認めた事項

II 強化委員会

- 1) 会員のテニス指導・育成・強化に関する事項
- 2) テニス教室・研修会・講習会等に関する事項
- 3) ランキングの作成

III 行事・広報委員会

- 1) 大会等の実施要項・後援・協力に関する事項
- 2) 広報活動に関する事項（通知、新聞、雑誌等）
- 3) 各種資料の蒐集配布に関する事項
- 4) ホームページの企画・運営に関する事項

IV ジュニア委員会

- 1) ジュニアテニスの指導・育成・強化に関する事項
- 2) その他ジュニアテニスに必要と認めた事項

第5条 事務局には、次の帳簿、綴込を備える。

- 1) 会員名簿、2) 役員会名簿（各委員会名簿も含む）、3) 会計簿、4) 理事会等の議事録、5) 規約綴、6) 渉外記録簿、7) 大会記録簿等、8) その他必要と認めた書類

第6条 各委員会には、次の帳簿を備え事務局に保管する。

- 1) 議事録、各資料、文書等
- 2) その他必要と認めた帳簿

第7条 規約第8条の5項の理事定数は次の通りとする。

- 1) いわきテニス協会会長 1名
- 2) 地区テニス協会会長 4名

- 3)各地区テニス協会副会長 10名
- 4)各地区テニス協会理事長 5名
- 5)各地区テニス協会副理事長 5名
- 6)いわき地区高体連テニス専門部代表 1名
- 7)いわき女子テニス連盟代表(会長、理事長) 2名
- 8)各委員会委員長 3名
- 9)いわきマスターズテニスクラブ代表(会長、理事長) 2名
- 10)会長推薦理事 若干名
- 11)監事 2名
- 12)会計 1名

第8条 本会の登録料は、次の通りとする。

- 1) 一般登録料 1名 1,000円 高校生・ジュニア登録料 1名 500円
- 2) 内訳 一般登録料の200円は各地区テニス協会の運営資金。
高校生の登録料の100円は高体連へ、残りは、いわきテニス協会の運営資金。

第9条 旅費、日当、講師謝礼について

- 1) 本会を代表する会議、講習会、各大会等への派遣について、旅費日当を支給することができる。
- 2) 支給金額は、事務局会議で協議し理事会で承認を得る。
- 3) 細目については別表に定める。

第10条 各団体は、原則として自主的運営にあたるが、行事開催通知、結果報告、事業内容等を含め常に事務局との連絡をとり結果報告する。

第11条 各団体に、若干の通信費、運営費の補助をすることができる。

第12条 いわきテニス協会賛助会員を募集することが出来る。賛助会員募集については事務局会議に諮り理事会の承認を得る。

第13条 いわきテニス協会に功労のあった者、優秀選手、寄付、その他表彰に価する行為があった場合、事務局会議に諮り理事会の承認を得て表彰することが出来る。

付記 1) 昭和49年4月28日より施行する。

- 2) 昭和56年3月10日一部改正
- 3) 昭和59年3月29日一部改正
- 4) 昭和61年4月3日一部改正
- 5) 平成元年3月30日一部改正
- 6) 平成3年4月25日一部改正
- 7) 平成22年5月27日一部改正
- 8) 平成26年3月27日一部改正
- 9) 平成28年3月24日一部改正